簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式の試行に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年11月12日
支出負担行為担当官
国土技術政策総合研究所長　星隈　順一

1．業務概要
（1）業務名　　海岸における土砂収支の評価手法に関する調査業務
（2）業務内容　　本業務は、海岸の土砂収支についての情報整理及び土砂収支を考慮した海岸地形変化の将来予測を行うものである。
（3）履行期間　　契約の翌日から令和9年7月30日まで
（4）本業務は、資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
（5）本業務は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
（6）本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業等に対して、加点を行う業務である。

2．参加資格
技術提案書の提出者は、（1）に掲げる資格を満たしている単体企業又は（2）に掲げる資格を満たしている設計共同体であり、（3）～（4）の要件を満たしていること。
（1）単体企業
① 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
③ 国土技術政策総合研究所における令和7・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土技術政策総合研究所長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
④ 国土技術政策総合研究所長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（③の再認定を受けた者は除く。）でないこと。
（2）設計共同体
（1）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（本業務の公示日付け国土技術政策総合研究所長）に示すところにより、国土技術政策総合研究所長から海岸における土砂収支の評価手法に関する調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。
（3）技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（業務説明書参照）
（4）参加表明者及び、予定管理技術者は、下記に示される同種業務、類似業務又は同種研究、類似研究の実績を１件以上有さなければならない。
同種業務：　海浜変形計算に関する業務
類似業務：　海岸保全計画に関する業務
同種研究：　海浜変形計算に関する研究
類似研究：　海岸保全計画に関する研究

3．説明書の入手方法
（1）担当部局
〒305-0804　茨城県つくば市旭１番地
国土交通省　国土技術政策総合研究所総務部会計課調査係
TEL 029-864-4022
e-mail　nil-chotatsu@ki.mlit.go.jp
（2）説明書の交付期間、場所及び方法

① 説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は、本業務の公示日から令和8年12月3日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(最終日は12時まで)。
② やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体(CD－R等)を上記(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。持参による場合は、上記(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記(1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、本業務の公示日から令和8年12月3日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで(最終日は12時まで)とする。

4. 参加表明書及び技術提案書の提出期限及び方法
(1)提出期限
令和8年12月3日(木) 12時00分
(2)提出先
紙入札方式による場合は3. (1)に同じ。
(3)提出方法
電子入札システムにより提出すること。但し、紙入札方式による場合は持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)、若しくは電子メールによる。

5. 技術提案書に関するヒアリング
ヒアリングは、令和8年12月9日(水)(時間は後日連絡)を予定している。この予定については変更される場合がある。なお、ヒアリング対象者は配置予定管理技術者とする。ただし、やむを得ない理由において配置予定管理技術者が出席できない場合は、配置予定担当技術者によりヒアリングを受けることも可とする。詳細は、「説明書」に記載する。

6. 質問の受付及び回答
(1)質問は電子入札システムにより行うものとする。但し、紙入札方式による参加希望者は、①に、②の期間内に書面(書式自由、但し規格はA4判)により行うものとし、持参、郵送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。
(電子メールの場合には着信を確認すること。)
① 受付 上記3. (1)に同じ。
② 受付期間 本業務の公示日から令和8年11月26日(木)の12時まで
(2)電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名(過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。)を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。
紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記するものとする。
質問に対する回答は、原則として、令和8年12月1日(火)までに電子入札システムにより行い、紙入札方式による参加者に対しては、電子メールで行う。

7. その他
(1)手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
(2)本業務における契約保証金は免除する。
(3)契約書の作成の要否 要
(4)関係情報を入手するための照会窓口 上記3. (1)に同じ。
(5)2. (1)③に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も4. により参加表明書及び技術提案書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定されるためには、選定通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
(6)設計共同体については、4. により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定されるためには、選定通知の時において、2. (2)に掲げる認定を受けていなければならない。
(7)詳細は説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

海岸における土砂収支の評価手法に関する調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年11月12日

国土技術政策総合研究所長　　星隈　順一

1．業務概要

（1）業務名　　海岸における土砂収支の評価手法に関する調査業務

（2）業務内容　　本業務は、海岸の土砂収支についての情報整理及び土砂収支を考慮した海岸地形変化の将来予測を行うものである。

（3）履行期間　　契約の翌日から令和9年7月30日まで

2．申請の時期

本業務の公示日から令和8年11月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3．申請の方法

（1）申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土技術政策総合研究所ホームページ（https://www.nilim.go.jp/）へアクセスして入手するものとする。

（2）申請書の提出方法及び提出場所

申請者は、申請書に海岸における土砂収支の評価手法に関する調査業務設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所は、　〒305－0804　茨城県つくば市旭1番地
国土交通省　国土技術政策総合研究所
総務部　会計課　調査係
電話　029－864－4034　とする。

（3）申請書の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4．設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年3月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和8年3月31日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

（1）組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 国土技術政策総合研究所における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。

③ 国土技術政策総合研究所長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

④ 令和8年3月31日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

（2）業務形態

① 構成員の業務分担が、業務の内容により海岸における土砂収支の評価手法に関する調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

② 一つの分担業務を複数の企業が共同して実施する事がないことが、海岸における土砂収支の評価手法に関する調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

（3）代表者要件

構成員において決定された代表者が、海岸における土砂収支の評価手法に関する調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

（4）設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5. 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4（1）②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請することができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4（1）②の認定を受けていない構成員が4（1）②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4（1）②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4（1）②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6. 資格審査結果の通知

競争参加資格認定通知書により通知する。

7. 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8. その他

（1）設計共同体の名称は、「海岸における土砂収支の評価手法に関する調査業務△△・〇〇設計共同体」とする。